

# 納めLINE

## 令和3年度第1号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

### ・令和3年度本格的活動スタート

宮城県地方税滞納整理機構は、市町村税の滞納整理の推進及び市町村の税務職員の人材育成を図るとともに、地域連携の強化を促進することを目的として平成21年4月に設立されました。その後、県北部地域の滞納整理の効率化を図るため、平成30年度から分散型機構として宮城県登米合同庁舎の2階にも事務局（登米市駐在）を設置し活動しています。

設立から13年目を迎える今年度は県職員6名のほか、参加市町村職員が宮城県庁に5名、宮城県登米合同庁舎に7名派遣され、計18名の職員が徴収業務にあたります。

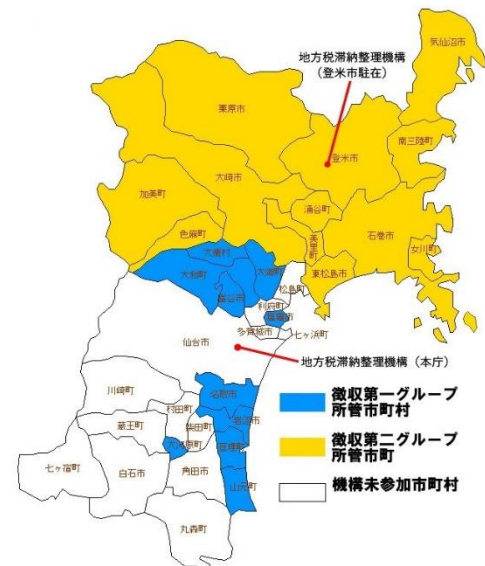
今年度は亘理町が加わり、23団体となりました。

（石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、亘理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に宮城県を含めた23団体）。

現在、市町村からの事案引受手続きを開始し、滞納整理に取り組んでいるところです。

今年度も新型コロナウイルス感染防止対策に留意しながら、参加市町村からの期待に応えるために、参加市町村と密接に連携を図りながら徴収業務全体の向上に取り組み、滞納額のさらなる縮減を目指してまいります。

令和3年度 宮城県地方税滞納整理機構所属状況



### ・事務局長の所感

宮城県地方税滞納整理機構は、国から地方への税源移譲により増加していた個人住民税の滞納額縮減と市町村職員の徴収技術の向上を目的として平成21年に設立され、今年度で13年目を迎えました。

機構では、参加市町村から徴収困難事案を引き受け、滞納者の生活状況等を把握した上で丁寧な納税相談を実施し、滞納処分等の停止等の納税緩和措置を適切に適用する一方、担税力がありながら理由なく滞納している事案については、捜索を含む滞納処分を速やかに執行するなど、事案に応じた是々非々の対応を行っております。

こうした機構の取組姿勢が県民に浸透してきたこと、職員一人ひとりが強い使命感と責任感をもって業務に取り組んだこと、さらには参加市町村との連携も相まって、昨年度も新型コロナ禍の中、目標の40%を超える47.1%の徴収率を達成することができました。

今年度の活動目標は、市町村から約530件の徴収困難事案を引き受け、徴収率25%以上を目指すとともに、市町村税務職員の人材育成に資する取組みを積極的に行い、各市町村の徴収体制の強化も図っていかねばと考えております。徴収率目標が大幅に下がっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大が収束していないことでもあります。今年度から住民税を含まない滞納事案の引受けを開始することから、より事案の困難度が増すものと考えており、これらの事案に対する処理方針の確立検討を進めることや、より人材育成に力を入れること、徴収だけにこだわらない生活再建型の滞納整理推進なども考慮して設定したものです。

さて、当機構は、短期的かつ集中的に事業を実施するという一方で、当初3年間の予定で任意組織として設立されましたが、その後、まだ所期の目的を達成していないことや、参加市町村の要望などにより4回の設置期限延長を行い、今年度から第5期（令和3～5年度）に入りました。任意組織の性格上、長期間の設置は望ましくありませんので、この第5期で所期の目的が達成できるよう関係者一丸となって取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、県民の皆様には、当機構の活動への御理解と、貴重な自主財源である市町村税の納期内納付に御協力いただきますようお願い申し上げます。

## ・活動結果報告（令和2年度）

令和2年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動結果をお知らせします。

○引受案件・滞納金額（本税） 520件・3億5,979万3,569円

○徴収金額（本税） 1億6,944万9,030円

○差押件数・差押金額 286件・3,555万498円

令和2年度においても、設立以来蓄積してきた徴収のノウハウを基に、適正な滞納整理に取り組み、引受案件212件（1億144万4,434円）が完納、徴収率は47.1%となりました。

このほか滞納者の生活状況を把握するための納税相談を76件行いました。また、滞納者の実情を把握した上で滞納処分等の停止等の納税緩和措置を適用しました。徴収業務のほかにも、研修会の開催による市町村支援活動、大学生を対象にオープンオフィス（職場見学）などを実施しました。

## ・税関係用語解説

～納期、納期限、法定納期限、法定納期限等の違いって何？～

### 〈納期〉

地方税を納付する期間の事をいいます。

### 〈納期限〉

納期の末日の事をいいます。通常は法定納期限と同じ意味です。

ただし、修正申告、更正、繰上徴収等により異なる納期限が指定されることもあります。

### 〈法定納期限〉

基本的に納期限と同じ意味です。

地方税法または条例の規定により地方税を納付すべき期限のことをいいます。

固定資産税のように納期を分けている税目の第2期以降の分については第1期の納期限、また、督促手数料、延滞金、各種加算金及び滞納処分費については、その徴収の起因となった地方税の納期限が法定納期限となります。

### 〈法定納期限等〉

私債権者が租税の存在を知ることができる日を基準としており、通常は法定納期限と同じ意味です。

ただし、上記の例外の主なものとしては、

- ・法定納期限後の納付すべき税額が確定した場合  
⇒その告知書を発出した日
- ・繰上徴収の場合  
⇒その指定納付期限
- ・随時に課税する税⇒その告知書を発した日
- ・第2次納税義務者、保証人として納付すべき税  
⇒納付通知書を発した日

などがあります。

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構

（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL：022-211-6681

FAX：022-211-2289



滞納整理機構  
キャラクター  
おさむね君